

宿泊約款

〔本約款の適用〕

- 第1条 1. 当施設の締結する宿泊規約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は習慣によるものとします。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令、及び習慣に反しない範囲で応ずる事ができます。

〔宿泊引受の拒絶〕

- 第2条 1. 当施設は次の場合には宿泊の引受をお断りする事があります。
- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
 - (2) 満室満員により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
 - (5) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させる事ができないとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又は関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という)であると、当施設が認める場合。
 - (8) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当施設が認める場合。
 - (9) 宿泊しようとする者が法人で役員のうち暴力団員に該当するものであるもの。
 - (10) 宿泊しようとする者が当施設若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
 - (11) 鹿児島県条例第5条の規定する場合に該当するとき。

〔氏名等の明告〕

- 第3条 1. 当施設は、宿泊日に先立つ宿泊の申し込み(以下「宿泊予約の申込」という)をお引き受けした場合には、期限を定めてその宿泊予約の申込者に対して次の事項の明白を求める事があります。
- (1) 宿泊者の氏名、性別、国籍及び職業。

(2) その他当施設が必要と認めた事項。

〔予約金〕

- 第4条 1. 当施設は宿泊予約の申し込みをお引き受けした場合には、期限を定めた料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は事情の定める場合に該当するときは、同条の取消料に充当し残金があれば返金します。

〔予約の解除〕

- 第5条 1. 当施設は宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は一部解除したときは 取消料を申し受けます。
2. 当施設は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午前零時(予定到着時刻の明示されている場合には、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において宿泊者が連絡 をしないで到着しなかった事が、定期船、航空機等公共の遅延また宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは、第1項の取消料はいただきません。

- 第6条 1. 当施設は、他に定める場合を除くほか次の場合には宿泊予約を解約することができます。
- (1) 第2条第3項から第11項までに該当することとなったとき。
- (2) 第3条第1項の事項の明記を求めた場合において、期限までこれらの事項が明告されないとき。
- (3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
2. 当施設は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約について既に収受した予約金があれば返還します。

〔宿泊登録〕

- 第7条 1. 宿泊者は、宿泊日当日、次の事項を当施設に登録して下さい。
- (1) 第3条第1項の事項
- (2) 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸及び上陸年月日
- (3) 出発日及び時間
- (4) その他当施設が必要と認めたこと

[チェックアウトタイム]

- 第8条 1. 宿泊者が当施設の客室をお空けいただく時刻(チェックアウトタイム)は、午前11時となります。
2. 当施設は前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムを超える客室仕様に応ずる場合があります。この場合においては次に掲げるとおり追加料金を申し受けます。
- (1) 午後12時以降 室料の30%
 - (2) 午後3時以降 室料の50%
 - (3) 午後5時以降 室料の100%

[チェックインタイム]

- 第9条 1. 宿泊者が当施設の客室をご利用いただく時刻(チェックインタイム)は午後3時からとする。
2. 早朝早めのチェックインご希望の場合は、ひとり様規定料金で提供が出来る。事前予約必要する。
3. 当施設で前項の規定にかかわらずチェックインタイム前に客室を利用する場合はお問い合わせ下さい。

[料金の算定]

- 第10条1. 当施設の宿泊料金については、別に定めるところによる。
2. 小人料金については次のとおりとする
- ・高校生、中学生、大人の50%
13歳以上19歳未満
 - ・小学生、大人の50%
6歳以上12歳未満
 - ・幼児、大人の10%
1歳以上5歳未満
 - ・添い寝、大人の0% (無料)
1歳未満

[料金の支払い]

- 第11条1. 料金の支払いは、日本通貨により、宿泊者の到着の際、当施設が請求したとき行っていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

〔利用規則の遵守〕

- 第 12 条 1. 宿泊者は当施設において当施設が定め提示した利用規則に従っていただきます。この規則で禁じられた事項をお守りいただけない場合は、第 13 条により宿泊のご継続をお断りさせていただきます。
- (1) ベッドの中など火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
 - (2) 高声放歌や喧騒な行動その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたりしないようなことのないこと。
 - (3) 廊下および客室内に次のようなものをお持ちにならないこと
 - イ 動物、鳥類（指定動物、指定部屋以外において）
 - ロ 著しく悪臭を発するもの
 - ハ 著しく多量な物品（許可以外の物）
 - ニ 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの
 - ホ 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
 - (4) 客室内で賭博および風紀を乱すような行為をなさらないこと。
 - (5) みだりに外来者を客室に引き入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと。
 - (6) 客室を事務所、営業所代わりに使用なさらないこと。
 - (7) 客室内の諸物品を施設の外へ持ち出したり、施設内の他の場所に移動したりなさらないこと。
 - (8) 施設の構築物や諸設備に異物を取り付けたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
 - (9) 不可抗力以外の事由により構築物と、備品その他の物品に損傷、汚染、あるいは紛失させた場合、相当額を弁償していただくことがあります。
 - (10) 施設外観を損なうような品物等を窓におかけにならないこと。
 - (11) 長期滞在の場合のお勘定は 5 日ごとにお支払い下さること。5 日以内でも 100,000 円を超えた場合、施設側から請求があればお支払い下さること。
 - (12) ご予定宿泊日数を延長なさる場合は延長以前のお勘定をお支払い下さること。
 - (13) 小切手にてのお支払いおよび両替は固くお断りさせていただきます
 - (14) 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。

〔宿泊継続の拒絶〕

第13条 1. 当施設は、お引き受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第3項から第11項までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

〔宿泊の責任〕

第16条 1. 当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設の宿泊の登録を行った時又は、客室に入った時のいずれか早い時に始まり宿泊者が出発するため客室を空けた時に終わります。

2. 当施設の席に帰すべき理由により宿泊日に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に同一又類似の条件によりほかの宿泊施設をあっせんします。

取消料申し受け規定

1. 一般客

- イ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日の宿泊料金の30%
- ロ 宿泊日の当日に解除した場合、または不泊、宿泊者1人につきその宿泊第1日の宿泊料金の80%

2. 団体客（5名以上）

- イ 宿泊日の10日前から宿泊日の5日前の日までに解除した場合、宿泊者の人につき その宿泊第1日の宿泊料金10%
- ロ 宿泊日の前日に解除した場合、宿泊者1人につきその宿泊第1日の宿泊料金の50%
- ハ 宿泊日当日に解除した場合、または不泊、宿泊者1人につきその宿泊料金の100%

平成31年2月15日新訂